

**白井市指定管理者選定審査会委員委嘱状交付式及び
令和３年度第１回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）**

- 1 開催日時 令和３年１０月５日（火）午後１時３０分から午後３時２０分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎２階 災害対策室２・３
- 3 出席者 寺嶋会長、清水副会長、上田委員、中川委員、坂巻委員、高橋委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事、大山主事
- 6 傍聴者 なし（非公開）
- 7 議題 説明１ 指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について
（説明） 説明２ 指定管理者選定審査会の審査手順について
説明３ 今後のスケジュールについて

９ 議 事

●事務局

それでは、定刻となりましたので、これから会議を始めさせていただきたいと思
います。本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、白井市指定管理者選定審査会委嘱状交付式及び第１回指定管理者
選定審査会を開催いたします。

本日、進行を務めます財政課の大山と申します。よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールは、お手元の次第に基づき、初めに委嘱状交付式として委嘱
状交付、市長挨拶、委員自己紹介、会長・副会長の選出を経て、審査会として今後、
審査に必要な事項について事務局から説明いたします。その後、審査会終了後に、
希望者で今年度、指定管理者を選定する二つの施設の見学を行い、最終的に午後４時
３０分頃の終了を予定しております。

本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき非公開とし、会議録
につきましては、発言要旨が分かるよう作成の上、委員の氏名等を伏せて公開いた
します。

また、会議録作成のため、会議録については、ＩＣレコーダーで録音させていた
だきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、白井市指定管理者選定審査会の委嘱状交付式を行います。お一人ずつ、
お名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら自席にてご起立ください。

笠井市長から委嘱状を交付させていただきます。上田剛士様。

●笠井市長

委嘱状、上田剛士様。白井市指定管理者選定審査会委員。委嘱期間は令和３年１０
月５日から令和６年１０月４日まで。令和３年１０月５日、白井市長笠井喜久雄。よろ
しくお願いします。

●事務局

寺嶋康二様。

●笠井市長

委嘱状、寺嶋康二様。白井市指定管理者選定審査会委員。令和３年１０月５日、白
井市長笠井喜久雄。よろしくお願いいたします。

●事務局

中川恭子様。

●笠井市長

委嘱状、中川恭子様。白井市指定管理者選定審査会委員に委嘱します。令和 3 年 10 月 5 日、白井市長笠井喜久雄。よろしくお願いします。

●事務局

清水尚美様。

●笠井市長

委嘱状、清水尚美様。白井市指定管理者選定審査会委員に委嘱します。令和 3 年 10 月 5 日、白井市長笠井喜久雄。よろしくお願いします。

●事務局

坂巻祐一様。

●笠井市長

委嘱状、坂巻祐一様。白井市指定管理者選定審査会委員に委嘱します。令和 3 年 10 月 5 日、白井市長笠井喜久雄。よろしくお願いします。

●事務局

ありがとうございました。

なお、高橋俊浩委員は市副市長のため、既に市長が任命しており、書面での交付は省略させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、笠井市長からご挨拶申し上げます。

●笠井市長

皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました白井市長の笠井喜久雄です。よろしくお願いします。

本日は、ご多忙の中、白井市の指定管理者選定審査会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、委員を引き受けていただきまして重ねて御礼申し上げます。これから 3 年間、本市の施設の指定管理者の選定や指定管理者施設の管理運営等について、ご指導とご助言を頂きたいと思います。率直なご意見を頂きたいと思います。

今日は、初めての会議ということですので、ここで少し白井市の現状についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、財政的な面でございますが、白井市は大体一般会計が 205 億円前後でございます。現在、市の貯金といわれている財政調整基金が約 22 億円ございます。一方で、借金といわれている地方債が、今 213 億円ほど残っております。自分なりに経営者としてこの状況を評価しますと、そんなに今すぐ困っているような状況ではないという状況になっています。

しかし、この白井市も人口減少が始まってきております。令和元年ぐらいから人

口が減ってきていまして、一番人口があった時が6万3,700人ほどおりました。ここに来て、最近のデータでは6万3,000人を切っている状況にあります。

また、高齢者人口でございますが、日本の高齢者人口は約29%を超えておりますが、白井市はその国の平均値よりも若干低くて、28.5%ぐらいだと思っております。

そして、この千葉ニュータウンで入居が始まって、もうすでに42年が経過しております。この当初、42年前に入った方が後期高齢者に入ってきますので、今後、この白井市というのは人口減少と、さらに急速な高齢化を迎えてくる時代に入ってきております。

それに伴って、当然、人も高齢化が進むのですが、施設も40年以上たってきていますので、これから一気に改修が始まる時期に来ておりまして、今時点では、そんなに財政的には苦しくないのですが、ただ、将来を見据えますと、今後、財政的にも厳しくなりますので、当然、行政経営改革はしていかなければいけません。

一方で、改革にはもう限界がありますので、新しい財源というものをどういうふうに確保していくか。これも大きな課題になってきております。

ただ、見通しが少し明るいのは、日本の人口はもう9年か10年前に減少していますが、この千葉ニュータウンの周りを見ていただきますと、まだ緑がたくさんありまして、利用できる用地がまだございます。ただ、調整区域ですので、今後、これをどう活用していくかが大きな課題になってきています。

そして、この千葉ニュータウンの立地条件というのは、成田空港、羽田空港から非常に近い。さらには災害に強い。大きな地震にも、ある程度、地盤的にも強度があるということから、コロナ禍でございますが、これから、ますますこの千葉ニュータウンに目を向けることができるのではないかというふうに私は信じております。

こういう中で行政改革を進めているわけですが、そこで一番大事なものは、私は行政がやる仕事と、民間がやる仕事と、行政と民間が一緒にやる仕事を分けて、これから進めていかなければならないというふうに考えております。

今までは、公共サービスの全ての業務を行政が担ってきましたが、どうしても行政が担っていくと、スピード感もなかなか厳しい面もございます。行政コストも非常に高いという面がございます。

こういう面を考えますと、これからのいろいろな施設や行政サービスを民間の人たちに担っていただきたいということで、今日の本題に入りますが、指定管理者制度というものを導入させていただきました。

市では、平成18年から指定管理者制度を導入しており、現在20の施設が、指定管理者制度で運営をしているという状況です。皆さんが知っているような市の公民館、コミュニティ施設、運動公園、プール。こういうものは、全て指定管理者制度で導入しています。

指定管理者制度の良いところというのは、よく言われているのは、競争原理ということで、民間の人が運営に当たりますので、ここで民間が持っているノウハウ、そしてコスト的にも安くできるのではないかというふうにいわれています。

しかし、安ければいいわけではありません。当然、そこに働く人たちの保障、賃金というものがございますから、ある程度、民間の人たちに担ってもらう部分については、しっかりとした労働条件の下でサービスを提供していただきたいというふうに思っております。

長くなりましたが、今こういうような状況であります。今日、皆様に諮問させていただくのは市の施設の指定管理者の候補者の選定についてです。

白井市西白井のコミュニティプラザという施設がございます。できたのが 3 年ぐらい前ですかね。この指定管理者について、指定期間が終了しますので、ここで、また、新しく入れ替わります。

それと市民プール。たしか平成 3 年ぐらいですか、市民プールを作った。このプールがございます。この指定管理者の切り替えの時期に来ていますので、本年度は、この二つを皆さんで審査をお願いしたいというふうに思っております。

当然、指定管理者制度を導入するに当たっては、先ほど言いましたように、サービスがどのように広がっているのか、それと労働条件も含めてコスト面がどうなっているか、ここを重点的に審査をお願いしたいと思います。

また、既存の施設、これ以外の施設でも当然、毎年毎年、指定管理者の選定に当たっての審査をしていますので、その審査についても、皆さんそれぞれの専門家です。または、市民の方の目線をお願いしたいというふうに思っております。この会議で、いろんな施設を担う人たちが働きやすく、そして利用者が市民のサービス、あの施設を使ってよかったと、このようになることを期待しております。

結びに当たりまして、今後とも、施設の適正な管理運営による市民サービスの向上に努めていくと共に、皆様のご意見を参考にしながら、よりよいまちづくりをつくっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

●事務局

ありがとうございます。

それでは、次第 4 の委員自己紹介に移ります。1 分程度で構いませんので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

それでは、上田委員から、先ほどの委嘱順にという形でお願いしたいと思います。上田委員、お願いします。

●上田委員

税理士の上田と申します。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

私は、白井に住んで〇年ぐらいになりまして、掘込で事務所を構えて、いわゆる開業をさせていただいて 5 年目になります。一応、キャリア的には、もう 20 代前半から、ずっとこの道 1 本でやってきたところでございます。

あと、この指定管理者の選定の審査委員会に選んでいただきまして、誠にありがとうございました。こちらのファイルとかの先読みちよっとしてしまったのですが、税理士としてできることって何なのかって見たときに、収支計画書と計算書とか決算書とか、そういったところの数字の面でお役に立てるのではないかなと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

寺嶋委員、お願いします。

●寺嶋委員

寺嶋康二と申します。国府台の千葉商科大学で教員をしております。よろしくお願いいたします。住んでいるのは〇〇になるのですけれども、仕事に就いているのが千葉県の大学ということで、ご縁があつてご紹介をいただいたという形です。

専門が企業の財務会計のほうを専攻しておりまして、教えている内容も企業分析なんかもやっておりますので、今回の指定管理者の審査に当たっては、企業の経営

分析なんかを担当させていただければというふうに考えております。若輩者ですが、よろしくお願いいたします。

●事務局

中川委員、お願いします。

●中川委員

皆様、はじめまして。中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。白井市の池の上で社会保険労務士をしております。久々に市役所にまいりました。そのとき、階段で 1 階から上がってきたのですけれども、自分の市に役に立てるということは、何かうれしいなと思って参りました。

いろいろな意味で、この指定管理者さんの候補については、私なりにも意見というのは持っておりますので、そういうものを今までの社会保険労務士としての経験が少しでもお役に立てるように尽力してまいりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

●事務局

清水委員、お願いします。

●清水委員

清水尚美と申します。よろしくお願いいたします。

私は、白井市生涯学習推進委員というものも兼任させていただいてまして、そちらのほうは、青少年相談員という子ども、青少年の健全育成に当たる活動とかもしております。そういったことから、いろんなセンターとか施設を利用することも多いので、利用者の視点から、この委員会のほうでいろんな発言とかをさせていただきたいと思います。

前期に初めて、この委員をやらせていただいて、最初のほうは、本当に何が何だか分からない状態から入ったのですが、やっと少し分かってきたかなという感じなので、よろしくお願いいたします。

●事務局

坂巻委員、お願いします。

●坂巻委員

坂巻祐一と申します。よろしくお願いいたします。

私は、昭和 54 年の夏、ちょうど千葉ニュータウンのオープンの時期から白井市に入居しまして、それから 40 数年、ずっと白井市の発達というのをこの目に焼きつけてきた人間の 1 人です。

定年退職しました後は、現在は、完全にサンデー毎日という状況ですが、なるべく頭がぼけないように、白井市のために少しでも役に立てればと思って応募いたしました。これからよろしくお願いいたします。

●事務局

高橋委員、お願いします。

●高橋委員

副市長の高橋でございます。私は、県職員から副市長になりまして、2年目ということでございます。

これまでの経験の中から、指定管理者の選定のようなことには携わっておりませんでした。昨年1件、審議会としてこちらに携わらせていただいて、まだ経験は浅いということでございます。2年目ですけれども、やはり白井市はいいところだなと思って日々過ごさせていただいております。

私のほうは、皆さんとはちょっと違って、行政的な視点、観点で見ることになってしまうと思いますけれども、市民のために一番よい指定管理者を選定できるよう努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介いたします。財政課長の板橋です。

●財政課（板橋）

財政課長を拝命しております板橋です。まだまだ、全然若かった時だったのですが、平成17年ぐらいのとき、この指定管理者を立ち上げた一番初めのときに、行政改革推進室というところで、この事務を立ち上げた記憶がございます。懐かしいなと思っております。いろいろと皆さんにはご迷惑をおかけするかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

●事務局

財政課の元田です。

●財政課（元田）

財政課の元田と申します。はじめましての方、メールで何度かやり取りをさせていただいているのですが、今日、皆様とお会いできてよかったです。私が今年度、大山と共に指定管理者の関係の担当をさせていただくことになりますので、皆様と直接、お願いすることなどがあると思いますが、今日を初めに、これからよろしくお願いいたします。

●事務局

財政課の中澤です。

●財政課（中澤）

財政課の中澤と申します。よろしくお願いします。私は、今年で入庁して6年目の職員になりまして、財政課に配属されたのは今年度からになります。私自身は、指定管理者の主な担当というわけではないのですが、こうしてお手伝いという形で参加させていただいて、皆様のほうからいろいろお勉強させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

●財政課（大山）

審査会を担当する私、大山と申します。私は、この審査会を初めて担当しますので、とても至らない部分があると思いますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

す。

それでは、続きましては、次第の 5、会長・副会長の選出に移ります。

後ほど職務の詳細を説明いたしますが、この審査会については、市長の諮問に応じて指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申をするものです。

会長は、審査会を代表し、会務を総理します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理します。

会長・副会長の選出につきましては、白井市指定管理者選定審査会要綱第 4 条第 1 項で委員の互選により定めると規定されておりますので、皆様からご推薦いただければと思います。

では初めに、会長の選出を行います。立候補または推薦等がありましたら、お願いいたします。

●事務局

事務局です。初見で、ほかの誰かを推薦するとかというのはなかなか難しいのかなと思っております。

事務局としましては、学識経験者の中で、大学の先生であり、唯一市外の方で、できるだけ中立的に、会を公平にできるのかなというところで寺嶋委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

●事務局

よろしいですか。ありがとうございます。

●事務局

それでは、寺嶋委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、寺嶋委員は、会長席のほうに移動をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出に移ります。こちらも立候補または推薦等がありましたら、お願いします。

●事務局

副会長ということなのですが、この委員さん、皆さん、新任の方がほとんどというか、清水委員以外は新任ですので、ここは清水委員に、これまでの経験もありますので会長を支えていただくということで、副会長を受けていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

●事務局

ありがとうございます。

●事務局

それでは、清水委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、先ほど自己紹介をいただいたところではありますが、会長、副会長か

らご挨拶を一言お願いしたいと思います。
まずは、会長のほうから、お願いいたします。

●寺嶋会長

このたび、会長を賜りました寺嶋です。あらためましてよろしくお願い致します。
年齢的にも、正直一番若そうで、本当にいいのだろうかという気持ちが強いのですが、精いっぱい尽力させていただきますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願い致します。

●事務局

では、副会長をお願いします。

●清水副会長

改めまして、清水です。副会長という大役で恐縮しておりますが、2期目ということで、少しはこの会の内容は分かっているということで、頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

●事務局

ありがとうございました。

ここで、笠井市長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきます。

●笠井市長

失礼いたします。みなさま、よろしくお願い致します。

●事務局

それでは、会議に入る前に、本日の会議資料のほうを確認いたします。

本日の会議資料は、会議次第、資料1、指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について。

続きまして、資料2、指定管理者選定審査会審査手順。

最後になりますが、資料3、令和3年度指定管理者候補者選定審査票（案）というものです。

●事務局

そのほか、机の上に資料を置かせていただいています。それは後ほど、私のほうで説明させていただく際に適宜触れさせていただきますが、基本的にあまり使わないものだとご理解いただければと思います。

●事務局

それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入りたいと思います。よろしくお願い致します。

●会長

それでは、お手元の次第によりまして、議題に入りたいと思います。

初めに、「説明事項 1 指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について」を事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

お手元の資料 1 をご覧ください。資料 1 を基に説明をさせていただきます。その都度、それぞれの資料についてご案内させていただきますが、そのときは、そのお手元の資料をご覧くださいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

初めに、資料 1 の 1 ページ、指定管理者制度の概要についてご説明をさせていただきます。

先ほど市長が挨拶の中でもお話をさせていただきましたが、指定管理者制度については、平成 15 年 6 月に地方自治法の改正が行われまして、白井市では、平成 18 年度から指定管理者制度というのを進めることとなりました。

この指定管理者制度については、こちらも先ほどの市長の言葉になってしまうのですが、行政と民間が一緒にやる制度というふうに理解をいただければと思います。公民連携とよく言われるような制度になっております。

この指定管理者制度については、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減とを図ることを目的として、白井市では導入をしたものになっております。

具体的には、公の施設の管理に民間事業者等が自ら有する専門的な手法を活用することで、先ほど競争性の話がありましたが、管理経費の節減を行う。その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用する市民にとって、満足度を上げ、より多くの利用者を確保するという民間事業者の発想というのを取り入れた形でやっていきたいということで考えたものになっております。

最初にお伺いすべきだったのですが、指定管理者制度について、内容詳細まで把握しているというわけではないですが、聞いたことあるという方、手を挙げていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆さんお耳にされたことはあるということですね。かしこまりました。それでは、皆さんおおまかな制度をご存じという理解で、簡易的な説明といたしますが、基本的には今お話をさせていただいたものとなっています。

公の施設と話をさせていただきましたが、公の施設というのは、多数の住民が利用するものであって、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービス、市民が利用する施設というのを条例で設置する施設になっておりまして、白井市の場合の主な公の施設というのは、この太枠の中にあるようなものです。

白井市については、先ほども話があったのですが、複合施設が多いです。最初のこの太枠の最初の 4 つ、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館というのを総称して文化センターという「建物」の名称となっています。

ちなみに、この文化センターについては指定管理者制度を採っていませんので、市の直営の施設となっています。

一方、今日、希望者の委員にご覧いただくものになりますが、市民プールについては、市の職員が運営するのではなくて、指定管理者が運営する施設ということになっています。

少し蛇足になりますが、この指定管理者制度、通常の「委託事業」とどう違うのかと言いますと、指定管理者の制度については、管理と運営を一つまとめて実施す

るものとなっております。

この指定管理制度を採用することで、施設の使用の許可の権限、使用料を徴収することということが、条例で定めた場合について、指定管理者ができるようになります。

もちろん条例で定めるといことになりますので、議会の議決というのが必要になりますが、この指定管理者制度については、市がこういうのをやってくださいというのではなくて、指定管理者のほうで、こういうことをやりたいですというような形で自分たちが決めることができるということなので、ノウハウを活用した制度ということになっています。

では、続きまして、2 ページをご覧ください。

2 ページについては、先ほどの公の施設の中で、白井市で指定管理者制度を導入した施設となっております。市長の挨拶で 20 施設ということでお話をさせていただきました。白井市では、先ほど私が話をしたように、複合施設が多いものですから、施設は 20 施設ですが、建物としては 12 個となっております。

皆様がイメージしやすいものと、白井駅前にある駅前センターと西白井駅前にある複合センターというのはイメージしやすいと思います。これらの施設自体は一つの建物なのですが、その中に主に 2 階の部分になりますが「公民館」と呼ばれる部分、入っていただいて右側のほうが「児童館」と呼ばれる部分、そして、駅前センターですと入って左側、複合センターですと入って右奥に「老人憩いの家」というものがございます。

これらが複合した施設になっておりまして、白井市の中では、先ほど言った条例で定めるといものがありますので、20 個の施設を 12 個の建物の中でやっているような形になります。

それぞれ表の右のほうに期間がありますが、後ほど説明しますが、指定管理者については一定の期間を設けて、その期間の施設の管理と運営をお願いすることになっておりまして、今回は、4 番と 12 番に白井市民プールと西白井コミュニティプラザというのがあると思いますが、その右の期間を見ていただきますと、令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。今年度末までになっておりまして、来年度からの指定管理者をどのような形に、どなたにするのかということはこの指定管理者の候補者を選定するに当たりまして、皆様に白井市のほうから諮問をさせていただいて、皆さんの中で答申という形で返事をしていただくという形になります。

なお、この 4 番と 12 番の白井市民プールと西白井コミュニティプラザについては、終わりましたら、ご案内のとおり希望者の方で視察をさせていただければと思います。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらについては、あまり内容として覚えていただく必要はないのですが、この指定管理者制度については、法律の改正があって新設された制度ということをご説明させていただきました。その内容について、主な部分について網掛けをしています。

地方自治法の第 244 条については、法律の改正とは異なるので、指定管理者制度のものではないのですが、公の施設について「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」と。こちらが公の施設だということで、公の施設の位置づけがあります。

地方自治法の第 244 条の 2 という部分が、指定管理の公の施設の管理ということ

で、指定管理者制度の部分になりまして、こちらの第 3 項以降が指定管理者に係るものになっています。

第 1 項については、網掛けの最初の部分になりますが、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めることにしてくださいということで書いているものです。

この条例というのは、市が定めるルールで、議会で決定されるものになっています。この3項以降が指定管理者の部分になり、次の網掛けの部分になりますが、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる。」ということになっています。

今日は、直接審査ということではありませんが、お手元に条例を置かせていただきました。「白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例」という 2 ページのものになりますが、ご覧をいただいてよろしいでしょうか。

こちらが、先ほどの 2 ページの 12 番の西白井コミュニティプラザに関する条例になっておりまして、この網掛けの部分というのが指定管理者に係る部分となります。

例えば、第 3 条、第 4 条については、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務というところで条例で定めているところになっております。

先ほどの資料 1 の 3 ページに戻りまして、第 4 項を見ていただきますと、「前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定める。」ということになっております。

説明で、少し先走ってしまいましたが、この条例の第 3 条、第 4 条については、先ほどの指定管理者の業務、基準及び業務の範囲というところになっておりますし、最初の 4 項のところの指定の手續というのは、こちらの条例を 1 ページめくっていただきまして、第 10 条、指定管理者の指定の手續について規定をしております。

こちらは覚えていただくものではなくて、こういうものがありますよという説明です。このような法律に基づいて、条例ができて、それに基づいて、この組織があつてというような形でなっているということだけ理解をしていただければと思います。こちらが、指定管理者の制度の概要についてになります。

続きまして、指定管理者選定審査会についてご説明をさせていただきます。

資料 1 の 4 ページをご覧ください。

こちらについても、指定管理者選定審査会については、具体的に要綱で定めた組織、もともと条例で作られた組織であつて、その詳細について要綱で定めているものになります。要綱は、6 ページにあります。要綱で見るよりも、内容を具体的に見たほうが分かりやすいと思いますので、要綱で記述した内容を 4 ページに概要として記載させていただきました。基本的にはもちろん要綱と同じ内容です。

見ていただければ、そのままなのですが、説明させていただきますと、設置目的については、この指定管理者選定審査会については、公の施設の指定管理者の指定に当たり、公正を確保するために設置された市の附属機関という位置づけになっています。

所掌事務については、この選定審査会については、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申をするということになっています。

先ほど、市長のほうから、2つの指定管理者の次の施設の指定管理者の候補者を選定してほしいという話がありました。こちらについては、次回に改めて諮問という形で、この審査会に投げかけをさせていただきます。その諮問に基づいて、皆様で議論をしていただきまして、この指定管理者選定審査会として、答申という形で行っていただきます。この答申については、後ほど説明します。

審査として、プレゼンテーション審査と総合審査というものを経て、答申書を作っていくという作業になってはきますが、答申書のイメージとしては、お手元に、こちらでもまた2ページになりますが、机の上に、前回平成31年付の書類になりますが、西白井コミュニティプラザを決定したときの答申書の写しを置かせていただきました。

内容としては、基本的には、この表の中については、皆様で審査をしていただいた結果、この上の部分については、皆様で議論していただいた結果で、上の部分が選定理由です。主な選定理由ということで、皆さんで議論していただきます。下の部分については、皆さんで評価をしていただいた点数の部分に記載したこのような答申書をそれぞれ作っていただくということになります。

今年度については、これから諮問をさせていただきますが、市としては、2施設の指定管理者の候補者を選定していきたいと思っておりますので、二つ答申書を作るための作業として、審査を行っていただきたいというふうに思っています。

所掌事務については、その他「公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べることができます。」ということで、述べることができるというふうにさせていただきます。

これが先ほど、市長の挨拶の中では「評価」という話がありましたが、ここの部分になると思います。具体的に指定管理者の施設についてチェックをしていただくということではなくて、指定管理者制度を良くするためにこういう制度があったらいいのではないかとということで、市長に対して意見を述べることができるということになっております。

今までにどういう意見を頂いたかということ、議題の2になりますが、この審査の方法について、こういう形がいいんじゃないかというような意見があって、市で決定して、審査の方法を変えているというのが1点です。

2点目が、先ほど市長が挨拶の中でもありましたが、白井市の指定管理者の特徴として、指定管理者で働く人の労働条件については、法律どおりの運用をきちんと確保するため、市として、しっかりチェックもするよということです。そのために労働条件審査というものをやっています。この審査をやったほうがいいのではないかというのは、指定管理者選定審査会の中で意見が出てきまして、それを踏まえて市で決定したものになります。ここで意見をいただき、市として決めて、指定管理者の制度というものがよりよくなってきているというような状況になっています。

3番目については、委員についてです。委員は、先ほど皆様に挨拶をしていただきましたが、3名の学識経験者、それと、公民館における事業の企画などをやっていることを審査する生涯学習推進委員会の委員、市民として参加していただくもの、こちらは公募という形で広く募りまして、立候補していただいた方になります。それと、副市長ということで6名の委員で組織されるものになっております。

4番、会議になります。会議については、本日からもう既に始まっているのですが、こちらの指定管理者選定審査会の運営に関しては、会長及び副会長の役職を置きまして、委員の互選によって定めるものになります。会長は選定審査会を代表し、副

会長は会長を補佐するものになります。

具体的には、会長の仕切りの下で、このような審査会を行わせていただきます。審査については、先ほど説明したとおり、選定基準なども今までに定まっております。その中でやっていくということになります。

今年度については、初めての審議会となりますので、今までを踏まえていただく形になりますが、以後、皆様の中で話をしながら、よりよい指定管理者選定審査会にしていいただければと思っております。

この選定審査会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立するものになります。

また、議事は、出席委員の過半数で決定するというようになっております。この会議自体については、白井市は会議の公開の原則がございますので、原則公開としますが、今日、議題の 2 が非公開情報になりますが、審査に関する会議については非公開としております。また、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見及び説明を聞くことができるということで、しているところです。

また、こちらについては、確認というか、また後ほどもお伺いしますが、審査に当たりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者が経営や運営に関わる団体の審査に加わることができないということになっています。

なお、この決定については、この審査会の会議に諮った上で決定するというものになっています。

5 番目、守秘義務になります。守秘義務として、委員は職務上、この指定管理者の選定審査会で知り得た秘密を漏らすことを禁止されています。このことは、委員の任期を終えた後も同様ということになっております。

指定管理者選定審査会について、概要をご説明させていただきました。

最後に、指定管理者の選定に関する例年のスケジュールを補足的にご説明をさせていただきます。この指定管理者の選定については、先ほどもお話ししましたが、今年度、審査をするものについては、来年の 3 月 31 日で任期が終わるもの、指定管理者の指定期間が終わるものになっておりますので、おおよそ 1 年前から動いて実施しているものになっています。

お手元に、指定管理者の募集要項というのを配らせていただきました。この厚いものになります。まず指定管理者を候補者を選ぶ前に、市のほうでこういう募集要項というのを作ります。

今回配布した募集要項は、実際に次回、皆様に審査していただく西白井コミュニティプラザの募集要項になりますが、この西白井コミュニティプラザはどういう施設であるかとか、この指定管理者になれる資格などを定めた、このような募集要項を作りまして指定管理者の募集を行います。

この募集期間については、一月以上設けることとしておりまして、この一月の間に、指定管理者になりたい方に申請をいただくもので、この申請をいただいたものというのが、皆様に今日お配りさせていただく 3 冊の資料になっています。これ一つが 1 者の申請書になっています。したがって、この西白井コミュニティプラザについては、3 者から申請があったということになりますので、この 3 者の中でどの候補者が一番いいかということで、指定管理者の候補者を選定していただくというのが、この指定管理者の選定審査会のものになります。この太枠の部分です。選定審査会で、候補者の審査を実施するというものになります。

例年 8 月頃になりますが、今回、この指定管理者選定審査会については、委嘱と

ということがありましたので、10月になっていますが、例年8月頃の審査を予定しているところです。その中で、その太枠の下になりますが、指定管理者の予定候補者の決定をお願いいたします。具体的には市が諮問をした後に選定をするということでありまして、市に答申という形で、具体的にこの3者の場合で、この会社、団体がいいよというような形で答申いただきます。

それを基に市のほうで検討をしまして、市が皆様の意見を参考にあらためて決定するということになります。皆様の意見としての答申を参考として、市として決定するということになります。

その下になりますが、市が行う指定管理者の指定については、議決が必要になりますので、議決のための議案を作って、例年12月の議会で決定をいただいているところになります。

その後に、決定した指定管理者を公表し、指定管理者と市が直接その来年4月からの内容について、どのようにするかという具体的な調整を行いまして、その後、契約ではなくて協定という形で協定書を結びまして、指定管理者と市のほうで、4月以降のものを行うということになります。

市の関与は、それだけで終わりではなくて、この指定管理者の運営状況はどのようなものかということについては、モニタリングとして半期に1度、市では、上半期、下半期それぞれ分けて、指定管理者がどのような状況、実施しているか、サービスの低下がないかというのをチェックしているということになります。その中には、先ほど言いました労働条件審査として、働く人の法令とか、労働条件が法令に適しているかというもののチェックというのも、モニタリングとして実施しているところです。

その後、事業報告書ということで、1年が終わった時点で、指定管理者は事業報告書を毎年提出するというような形になっております。

このような指定管理者の制度の中で比較的最初の部分ですが重要な部分の「指定管理者の候補者の選定」をお願いするというのが、この指定管理者選定審査会の主な仕事ということになっています。

以上で、雑駁で申し訳なかったのですが、指定管理者制度の概要と指定管理者選定審査会について、ご説明をさせていただきました。

議題1についての説明は以上です。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。ご質問がありましたら、挙手いただきますようお願いいたします。

では、〇〇委員をお願いします。

●〇〇委員

資料1の5ページの例年のスケジュールについてというところなのですが、今年、これは遅れているのですよね。今後は、来年の4月からの選定において、具体的にどのようなスケジュールでいく感じなのですか。

●会長

それでは、事務局のほうから回答をお願いします。

●事務局

例年 8 月頃に実施をして、12 月に議会の議決をもらうというような形を考えていますので、審査会の実施時期については、来年、また皆様ともお話をしていきたいと思いますが、8 月から 9 月の間に開催できればと思っています。

一月以上、募集期間を設けなければいけないという仕組みですので、募集期間がありますので、なかなか 6 月以前というのは難しいのですが、7 月から 9 月の間に審査会を実施できればというふうに思っているところです。

日程については、皆様の意見を聞きながら、一番いい時期に、今年度は 10 月に 3 回という形で、かなりタイトなスケジュールとなってしまいましたが、一月に 1 回とか、一月に 2 回とか、そのぐらいのペースで行わせていただければと思っております。

●会長

その他、ご質問等ございますでしょうか。

大丈夫ですかね。よろしいでしょうか。

それでは、以上で説明 1 を終了いたします。

続きまして、説明事項 2、指定管理者選定審査会の審査手順についてについて、事務局のほうから説明お願いいたします。

●事務局

それでは、事務局から説明します。

先ほどの議題 1 についてもですが、今日、初めて話を聞いて、かなり説明が多かったと思いますので、なかなか全てを理解いただくことは難しいと思われるので、ご不明な点があれば、メールなどで個別に連絡を頂いても結構ですし、また、お話の中で対応させていただければと思っております。

それでは、続きまして、議題 2、指定管理者の選定方法について、こちらの内容を説明させていただきます。お手元の資料の資料 2 と資料 3 を基に説明をさせていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

初めに、資料 2 をご覧ください。

資料 2 については、指定管理者候補者選定の審査手順となっております。この内容については、非公開となっておりますが、今回、皆様にお手元にお渡しさせていただいた資料が非公開であって、基本的には、この資料 2 の中に 2 行だけ非公開の部分がありまして、それ以外については、こちらは公表された資料となっております。今回のこの資料 2 については非公開ですが、非公開箇所については、また後ほど説明しますが、その 2 行を除いたものについては、原則として公表しており、市ホームページにも掲載しているものになっています。

この審査手順については、今までの皆様の前のこの審議会の委員などの意見を踏まえて、市のほうで審査手順というのを変更しておりまして、最初に作ったものから、もうすでに 8 回変更しているところです。変更点は小さいもの、大きなものの変更がありますが、意見を踏まえて適宜変更していくものとなっております。

審査手順、審査方法については、また、それぞれ、この委員会でも決定していただきますが、今年度に予定しております審査については、この審査手順の中で進めさせていただければというふうに思っております。

それでは、審査手順についてご説明をさせていただきます。

1 の目的として、この審査手順については、この審査会の審査に当たり、合理的な

手順を設けることを目的として設置したものになっております。

2の基本的事項としまして、審査については、別に定める審査票に基づき、原則としてプレゼンテーション審査及び総合審査を行うものということで規定しているものでして、この別に定める審査票というのは、この資料3になります。

これについては、令和3年度の指定管理者候補者選定審査票の案ということになっています。この審査票については、あくまでもこの今日の段階では案ということで、こういう審査票ですよということでご提示させていただいたものになります。次回の審査の前に、市で最終的な審査票を作成し、審査票を決定した上で審査を行っていただきたいと思いますと思いますが、原則として、この審査票というのは、基本的にそれぞれあまり変えていないものですので、できれば、こちらについても、このままでもいいというふうに思っています。

この審査票については、どういうものかといいますと、このそれぞれ点数のところがありますが、一つの項目について、おおよそ大体10点ということになっています。この審査票、資料3になりますが、例えば資料3の1の(1)、管理運営の基本方針というのは、いろいろ飛んで申し訳ないですが、資料2の4ページをご覧ください。

この審査票と審査基準。この基準というのは、4ページのところの2(1)①1になりますが、こちらと合致するものということになっていますので、基本的には審査票というのは、この審査項目の中をそのまま動かしたものであるということになっています。点数については、基本的には、それぞれ10点が基本となっているものとなっています。

また、配点については後ほどご説明しますが、それぞれの項目ごとに決定されるものになっています。

また、飛んでしまって申し訳ないですが、この審査項目、審査票の中の(1)については、「管理運営の基本方針について」様式5-1ということになっています。

今日は具体的に審査は行いませんが、本日配布いたしましたお手元のこの水色のファイルを見ていただいてもよろしいでしょうか。

水色のものになります。こちらの10ページを開いていただいてもよろしいですか。こちらに様式5-1というふうになっていますが、審査項目、審査票、様式5-1と全てが対応しているものになります。

基本的には、申請者からの申請については、1様式につき1ページとなっていますので、この審査項目と合致するものについて、1ページで表示されているということになっていまして、この内容についてそれぞれ評価をしていただくものです。

●○○委員

この資料は、持ち帰っていいものですか。

●事務局

はい。後ほど説明しますが、持ち帰っていただいて大丈夫です。審査会が終わった日に回収させていただきます。

●○○委員

何か書いても大丈夫ですか。

●事務局

大丈夫です。基本的には、処分するために回収するものです。ちなみに先ほどの資料の次の 11 ページをめくっていただきますと、審査項目の 2 になっておりまして、こちらの様式 5-2 と、この資料 2 の 4 ページの部分と対応するものになっております。このような形で審査票というのを作っていますので、基本的にそれぞれの施設によって、大きく変更はないものです。

ただし、審査項目によっては、例えば複合施設であったりとか、一つの施設、市民活動の施設など施設の性格によって、追加したり、削除する審査項目がありますので、そちらでの変更はございます。

基本的には、この審査手順の資料 2 の 4 に基づいて作る審査票になります。この審査票を決定した上で、審査を行うというような形になります。こちらが 1 点目の説明です。

改めまして、資料 2 の 1 ページ、2 の (1) をご覧ください。

この別に定める審査票に基づきまして、原則として、プレゼンテーション審査及び総合審査を行うものとしています。

2 の基本的事項 (3) の部分ですが、審査票は、事前に審査会で検討し、決定することから、次回の会議で審査会の中で決定していきたいと思っています。

4 番目について、審査に当たっては、こちらの足し算の式を見ていただければと思うのですが、総評価点数というのは、サービス等の評価点数と価格評価点数ということで、その二つの合計で評価を決定しています。

(5) になりますが、このサービス等の評価点数の配点は 90%。価格評価点数の配点は 10% を基準にするものになっています。つまり、この指定管理者制度については、先ほど価格の話もしましたが、価格を中心とするものではなくて、基本的には市民が利用する施設になりますので、サービス等について 9 割の配点で、価格については 1 割の配点ということになっています。

この比率については、もともと 7 対 3 だったときも、8 対 2 だったときもあります。価格については、以前の話ではありますが、サービスの評価は低い、価格が安いほうが候補者として選定されるというようなことがありまして、議会の中で議論されたりとか、そういうところもあって、最終的に 9 対 1 というところの割合に落ち着いたということになります。

7 番になります。選定に係る審査会については、非公開ということになっています。

それでは、具体的に、審査の方法について少し触れていきたいと思います。

3 番のプレゼンテーション審査です。プレゼンテーション審査については、この資料について、それぞれ指定管理者のこの資料を作った団体が来まして、プレゼンテーションを行って、審査を行うものになります。

ただ、この審査を行う前に、資格審査の確認ということで、本当にこの募集要項で定める資格の条件を満たす団体なのかということについては、市の担当課が行いまして、そちらについては、市のほうで、この団体については資格を満たすので問題ないということで、審査した結果について、プレゼンテーション審査の前に、市から説明させていただきます。

その際に、委員の皆様からは、具体的にどういうところが問題なかったのかとか、全体として、どういうところを求めているのかなど、指定管理者の担当課のほうに、それぞれ確認していただければと思っています。

2 ページをご覧ください。

審査方法についてです。プレゼンテーション審査については、この申請書類に基

づきまして、申請団体が行うプレゼンテーション 30 分と質疑 30 分で、60 分のプレゼンテーション審査を行うものになります。委員はこちらのものについて、先ほどの資料 3 の審査票を元に点数をつけていくということになります。採点表、配点及び採点方法については、また後ほど説明します。

質疑については、最初に 30 分プレゼンテーションをした後の 30 分になりますが、一問一答で、この中で質疑をして、明らかにしていくということになっております。

4 番、総合審査になります。4 番の (1) の 1 ですね。総合審査については、審査方法として、合議で、このような皆様のこの評価点数を作ってもらったものを事務局のほうで集計しまして順位を出します。順位を出して一番高かったものについて、この指定管理者の候補者として選定するということになります。

これについては、皆様で、評価結果と共に主な選定理由、先ほどの答申書の中の上の部分になりますが、主な選定理由を皆様の中で議論していただいて、それを基に決定していただくということになります。

これについては、皆様の意見などを基に、事務局のほうでまとめて皆様と一緒に作っていくということになりますので、それほどお手間はかからないとは思いますが、三つぐらい大体、例年、上げさせていただいているというようになっています。

この中で、第 1 位、第 2 位というのを決めて、結果の公表については、答申書という形で公表しています。こちらが審査方法の主な部分ということになっております。

7 番として、その他について、もう一点だけ補足がありまして、先ほど言いました自己又は同居の親族もしくはその配偶者が経営や運営に関わるものについては、審査ができなくなりますので、後ほど今日、この 3 団体について、それぞれまたご説明しますが、この 3 団体に関係ある方がいらっしゃいましたら、今日、こちらについては決定したいと思います。特に、いらっしゃるかどうか分からない中で聞いているので、いらっしゃらないのかなとは思っているのですけれども、そちらのほうで確認させていただければと思います。

では、審査項目の部分、配点及び採点方法ということで、こちらの 5 ページをご覧ください。

この 5 ページ以降については、資料 3 を見ながら見ていただくと、分かりやすいかなと思いますが、そちらのものについて、採点方法についてご説明します。これについては、次回も始まる前に冒頭で少しご説明をしますが、こういう形でやっているということについて皆様で共有したいと思ひまして、少し時間を今日も取らせていただいたところです。

こちらの指定管理者の審査票の配点及び採点方法についてです。配点については、先ほどもご説明しましたが、サービスについては 90%、価格については 10% という形になるような形で配点行うものになっています。

2 の「サービス等の評価点数の配点及び採点」になります。こちらについては、それぞれの 1 項目というふうに、資料 3 のそれぞれの 1 項目というふうにご覧いただければと思います。サービス等の評価点数における各審査項目の配点は、原則 10 点とします。ただし、類似施設の運営実績や市内での市民活動実績とその活用などの団体の実績の有無を問う項目については、5 点としますということになっています。

こちらについては、もともと 10 点だったのですけれども、新たな団体が参入しづらいだろうという意見が、この前の前の審査会の中で出まして、10 点だったところを 5 点に引き下げたというところがございます。

この審査項目数については、審査によって異なることから、満点は募集の都度、施設によって異なります。これについては、先ほど言ったように、市民活動の施設とそうでない施設については、審査項目の中で、市民活動に関する要項、点数が必要がないものもございますので、そのところで満点の審査項目数が違いますので、満点もそれぞれ違うというものになります。

採点については、以下の採点基準に基づいて行うこととし、点数は 1 点刻みで行うこととしますということになっておりまして、基本的には書いていますが、この資料 3 を見ていただくとイメージしやすいかなと思います。この管理運営の基本方針の様式 5-1 については、三つの視点、項目がございます。■になりますが、「利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか」、「公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか」、「市の基本的な管理運営に適合しているか」という部分になります。

この内容が適切である場合は 5 点ということで、5 点が中間になり合格点となります。5 点の中から意見を聞く中で、よければ加点をしていく、悪ければ減点をしていくというような形で審査をしていただく形になります。

例えば、今回は 3 団体ありますので、どれがいいかということで点数については、比較的つけやすいかなとは思いますが、A 社よりも B 社が優れているのであれば、B 社の方をプラス 1 にするとか、差をつけやすいのかなとは思いますが。

5 点を中間の基準点として、良ければ 1 ポイント、1 ポイント以上になりますし、悪ければ減点するというような形で決定していただくものになります。

それぞれ十分でない場合が 0 点。適切であり、特に優れている場合が 10 点になりますので、その中で配点を 5 点を基準につけていただくということになります。そのような形で、サービス等について、例えば、この西白井コミュニティプラザについては、14 のサービス等の評価点数の配点を予定しているところになります。

続きまして、価格の部分です。これについては、残りの 10%といった部分になりますが、価格の評価のものになります。

価格の配点については、9 対 1 という基準がありますので、サービスの点数の満点に応じて配点がされるという形になりますので、価格が何点かというのはないのですが、今回の場合、サービス等の項目というのが全部で 135 点満点になりましたので、9 対 1 に類するところとして、16 点満点ということで、価格については、サービスが 135 点満点、価格が 16 点満点ということで決定をさせていただくというような形になります。

もちろん、これについては案なので、また次回の審議会で決定をしていただければと思います。

資料 3 の最後のページをご覧ください。価格評価になりまして、16 点満点になっております。

この価格については、二つの審査基準がありまして、一つ目が提案額、額として提案額が適正かという部分が 1 点、もう一つが、収支計画として事業計画の内容と比較して、提案額は適正かということのその 2 点の項目がございます。

そのうち、こちらの中で、それぞれについて同じ点数、1 対 1 ということになりますので、こちらのもの、今回の場合であれば、提案額の審査については (15) の部分になります。こちらについては、16 点満点の半分ですので、8 点。(16) についても、同じく 8 点ということになっています。

価格については、この (2) の①になります。提案額の審査は、指定管理料の市の

見込み額と提案額の価格の減額率による固定式の採点方法と、応募者の提案額中の最低提案額割合による変動式の採点方法により算出した点数の合計により行うものとします。提案額の審査における固定式と変動式の採点、配点割合は2対1としますということで、ちょっと内容が分かりづらいので、ご説明をさせていただきますと、この固定式の点数というものについては、市が見込んだ金額に対して、どのぐらいの点数をつけているかということになるものになります。

具体的には、6 ページの部分になりますが、6 ページの※の 1 個目です。こちらについては、ここが非公開情報になるのですが、市の中では、削減率、上限が〇%のものを設計として数字として出しているところになります。こちらについては、非公開情報になりますので、公表されている資料については、削除されているものになります。〇%のときに満点というような形だと思っていただければと思います。

今回、この資料3の4ページの部分については、あくまでも、これはあくまで案なのですが、数字を入れさせていただきました。この場合、5年間のところで応募者の提案それぞれ表の中に入っているのですが、〇%ということになっています。〇%の満点のときに、こちらの点数がAが満点ということになりますので、点数としては、これは数字が計算していくと出てくるのですけれども、自動的に入る形になります。〇%のときに満点です。

この〇%というところで出したところについて、〇%が具体的にどうなのかという部分もあると思いますが、例年、この指定管理者については、人件費や委託料などといった例年の経費というのを出しています。その中で出てきますので、大体95%ぐらいが中心になってくるので、〇%、〇%を下回ることというのは、今までこの数年間では、申請の中では出てきていないというような状況になっています。

また、この9対1というのを皆さん知っていますので、この金額で勝負するよりも、サービスで勝負するというような意向もあるのではないかと考えているところ です。

固定式の部分についての説明が以上で、変動式については、どういうものかといいますと、1位から見たときの順位という形になりまして、1者の場合は、ここが満点になってしまうのですが、2者、3者の場合は、点数で差がつく場合があります。どのぐらい1位と離れているかというところを点数として出したものというのがBになります。変動式となります。固定式、変動式については、単純な算数の数字という形になりますので、提案が出た時点で、何点という形で皆様にお示しして出させていただきますので、この(15)の部分については、基本的には自動計算で皆様にお伝えするという形、金額に基づいて自動計算しますので、特にこの辺りについては、考えていただかなくてもいいのですけれども、基本的には、固定点数と変動点数については、2対1の割合だというような形になっています。

(16) 番についての部分は、こちらについて、事業に応じて、この金額はどうかという部分で見ていただくものになります。これについては、金額と説明する内容との違いがないとか、その辺りについて検討していただくものになります。分かりづらくなってしまったのですが、6 ページの一番下の部分です。

こんな点数になることはないのですけれども、割り切れる600点というところで、点数で見たときで、割合で見ていきますと、総評価点数、満点が600点だった場合に、サービスは9割ですので540点になります。価格については60点になりますよというような部分になります。

この価格については二つあって、提案額と妥当性の部分で1対1になりますので、

60点だけれども、それぞれ30点30点だよと。その中で、さらに提案額については、固定式というのが、金額がどれだけ安いかわという部分が固定式の部分で、30点の内の20点ですよ。変動式というのが、1位から見てどのぐらい離れているかというもので、それが10点ですよということになっています。

これを見ていただくと分かるように、基本的にはサービスのところで点数をつけていただいたほうが540点なので、多いので、あまり価額競争にはならないのです。とは言いながらも、こちらについては、例年やっている部分もあるので、同じ金額、人件費を取りながら、うちのほうも人件費のところで例年、指定管理料として市が支出する金額は上げているというような状況があるのです。

ですから、その辺りで、上げているのだけれども、人件費と必要な部分を押さえて、残りの部分でどれだけ安くできるかということが勝負の部分になります。

ここは過去の審査ですが、過去の審査ではこれだけ審査項目と満点が大きい中で、本当に何点差かで差がついたところ、1位と2位が違ったということもありますから、価格についてもおろそかにすることができないというような形の割合になっているものです。

とりとめがない説明でしたので、なかなか難しかったのかなと思いますが、審査を行っていただきたいと思っています。審査の内容については、また次回でもご説明しますが、主な審査基準と審査方法というのは、このような形で審査を行っています。

なお、非公開情報の部分が、二つありますよという話をしましたが、もう一つが、この85%に関係するところで、6ページの点線囲みの中で、上限点数が10点のときの固定式の配点というところで、この100%の0点についてはいいのですけれども、85%で10点になりますので、92.5%で5点ですよ。この92.5と85%という部分が非公開になりますので、公表されたものについては、ここの部分については、消された形で公表されています。

今回の資料についても、一応、非公開情報なので、こちらの資料については、返却を求めませんが、管理についてはお気をつけください。本日の会議録を公表するときに、ホームページに資料とともに公表しますが、それについては、この2か所の部分について削除したものについて、差し替えて公表を行っているところです。今回のこの説明についても、その部分については、丸々という形で、隠した形で公表を行うところです。

以上、駆け足となりましたが、議題2についての説明を終了させていただきます。以上です。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。ご質問がありましたら、挙手いただきますようお願いいたします。

では、〇〇委員、よろしくお願いします。

●〇〇委員

坂巻です。何点か質問させていただきたいのですけれども、まず、相対の点数評価の中で固定式ということで、サービスの評価点数の割合が非常に高く設定されていますよね。既に、先ほどの資料を見ますと、例えば、西白井コミュニティプラザ等については、現在、もう指定管理やっけいらっしゃるようなそういう団体さんが

ありますけども、そこのやっていた 5 年間の実績というのですか、そういったようなものは、この資料の中で読み取れるのでしょうか。まず 1 点目。

●会長

では、事務局のほうからお願いします。

●事務局

その辺りについては、実績については、多分プレゼンテーションの中で、こういうところがあってというところで、多分現在の指定管理者さんは、具体的に現状が見えていると思うのですね。

ですから、皆様に訴求する説明する部分についても、指定管理者とそれ以外では、全然リアリティーが違ってくると思うのですよ。こういうところは、例えば複合センターの場合については、清水口については、ご高齢の方が増えてきているとか、けやき台については違ってくるとか、状況について説明が言えると思うので、その辺りについて、この表に直接反映されるものではありませんが、審査の中で、皆様については、具体的であるとか、その辺りの部分があれば加点をしていただく対象になるのではないかと思います。点数については、特に影響してこないと思っています。

●〇〇委員

そういった内容で、ちょっと疑問があったのですけれども。結局プレゼンをやっていきますと、話を盛めることは幾らでもできると思うので、そういったその中身ではなくて、過去にやっていたものを、例えば、モニタリング調査をやっていたのであれば、モニタリング調査で、実際そこは、よかったのか悪かったのかっていうのが事前に分からないかなというふうに思ったのです。それが最初の質問です。

もう一つは、例えば、指定管理を受けたその建物、そういったようなものの営繕費というのですか、修繕、そういうようなものは、例えば、幾ら以上は市が持つ、幾ら以内であれば業者のほうで持つという、そういった決まりというのがあるのでしょうか。以上です。

●会長

事務局のほうからお願いします。

●事務局

最初に 1 点目からお答えしますと、1 点目については、この指定管理者制度については、今までの指定管理者の団体がずっと指定管理者としてやっていくことがいいというわけでもないのだと思っています。ですから、それについては、やれるかやれないかというのは、それぞれ皆様の質疑の中で、多分、明らかにしていく形だと思います。ただ、市としては、そういう説明が選定審査会の中で説明をしているのであれば、そういう条件で協定書を結ぶこととなります。言われたことは協定書の中にきちんと入れて、やらせるというような形になっていくというふうに思っています。もちろん、やらない場合は指定管理料を減額することとなると思います。

2 点目について、これについては、この仕様書の中にもありますが、基本的には、10 万円以上の修繕については市が持つという形になっています。例えば、台風などの場合については、市のほうで持つとかの規定があります。具体的にページが出てこないのですが、この中で、老朽化している箇所についておては、あらかじめ明らか

にしていまして、例えば、ガス管とかに関する部分については、市が全部持ちますよとかっていうのは、この募集要項の中にうたっています。

募集要項の 18 ページに責任分担に関する事項ということで、この場合はこうしますよというような形を出しています。

この西白井コミュニティプラザについては、冒頭に市長が挨拶でもお話しさせていただきましたが、今日、見学いただく方には分かると思うのですが、まだ、できて 3 年たっていない施設になりますので、基本的に老朽化した部分はないというような形になっています。

駅前センターとか複合センターのように長年経っている場合であれば、この部分については、老朽化しているから、市が全部持ちますよというような部分をあらかじめ位置づけしているものがございます。以上です。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

では、以上で、説明 2 を終了いたします。

最後に、説明事項 3、今後のスケジュールについてを事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

では、今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。議題 1、2 共にそのようなのですが、駆け足でやっていて、皆様、実際やってみるまで、なかなか分からないと思います。次回に、あらためてその辺りについてもご説明をさせていただきたいと思っておりますが、今日は、こういう形でやっているということだけご承知をいただければと思います。

では、あらためまして、資料 1 の 7 ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。先ほど、少し回答した部分と重複してしまいましたが、今後の開催予定について、まずご説明をさせていただきますと思います。今年度については、こちらのほうの開催が遅くなってしまった都合、10 月に 3 回も開催させていただく形になって申し訳ありませんでした。

日程について、第 2 回審議会については、皆様と日程調整をさせていただきましたが、10 月 21 日に実施させていただく予定になります。こちらについては、西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者になっておりまして、申請団体が今日、お手元に配らせていただきました。3 者ということになりますので、3 者から申請が出てきている状態になります。

この指定期間については、通常は 5 年間を基本としているのですが、この西白井コミュニティプラザができて、まだ今年が 2 年ちょっとというところになっていまして、1 年目については、最初の年、9 月からスタートしていますので、最初は 1 年分の情報を持っていなかったため通年としての実績や経費の部分が参考にならなくて、去年については、コロナの関係がありまして、施設を閉鎖していたことなどがあったことから、まともな 1 年間の数字というのは取れていないのです。

ですから、通常 5 年間の指定管理者期間なのですけれども、今回は 3 年間ということで募集をさせていただきます。3 年間のもので募集をさせていただいて、3 者

から応募があったということになっています。

第3回審議会が10月29日になります。こちらで審査いただくのは市民プールになります。こちらについては、この時点では、申請団体が何者かというのは明らかにできなかったのですが、この9月いっぱい申請期間になっておりまして、今、申請があったのは1者ということになりますので、1団体の中で決定していただくことになります。

こちらについては、指定期間は2年間というふうに予定しています。このプールについても、実はコロナの関係がありまして、去年も今年も市民プールというのは開くことができませんでした。その中で、この指定管理をどうやって進めていくかという、どのぐらいの金額が適正なのかというのを把握したいので、通常5年間で、今まで5年間の指定期間だったのですが、2年間の期間に限って、こちらの指定管理者を募集したところ、1者からあったということになります。

この募集の資料については、今日、皆様にお持ちいただきまして、次回、また皆様に、この資料はお持ちいただければと思います。次回、審査のときに、具体的には、先ほど言いましたように、プレゼンテーション審査のときに説明をしていただく際に、何ページの部分というのを分かるようにして説明をそれぞれさせます。

プレゼンテーションについては、これだけのものもあれば、パワーポイントを使って何ページというところで、図示しながら説明していくところもありますが、基本的には、この順番に沿った形、例えば様式5-1の次は、5-2について説明する、5-3について説明するという形で、皆様の評価がつけやすい、点数の配点の票の順番にプレゼンテーションをさせるということになっています。

この審査自体を行う形というのが、第2回、3回の主な内容です。審査の前には、市から諮問という形で、審査をしてくださいと諮問書を皆様に送らせていただきます。

これについては、会長に原本で、それ以外の方については、写しという形で送らせていただきたいと思います。こちらの審査資料と合わせて、これを今日、皆様にお持ち帰りいただきまして、内容を見てきていただいて、それを基にプレゼンテーションを受けて、質疑として、言っているのがちょっと数字違うのではないかなどを質疑いただければと思います。

今までの質疑として、よくあったのが、社会保険料が全然違うじゃないかということが、結構ありました。一月でこのぐらいの給料だったら、社会保険料、この数字ではおかしいと。

これについては、先ほどご質問であったように、今現在指定管理者としてやっているところだったら、間違えないと思うのです。このぐらいの給料があれば、このぐらいの社会保険料を払っているというのは、今までどおりでやればいいので。ただ、そこは初めてのところだと、その辺のおかしいところが出てきます。

そういうところっていうのは、やっぱりさっき言ったとおり、書いていることがやれないのではないかとこの部分があるので、マイナス評価の原因にもなるのかなとは思っています。その辺りについて、皆様から、質疑などをしていく中で明らかにしていただければというふうに思っています。

第2回、3回については、当日の流れですが、資料では、審査前に30分ということを書きましたが、第2回については、もう一回この内容を少し説明をした上で審査をしていくということになるので、もう少し時間が必要かなとは思っています。こちらが1時から5時半ということですが、もう少し遅くなってしまう

かもしれません。

その中で審査を行っていくということになっていまして、イメージとしては、最初に開会と、担当課からの応募状況の説明と、資格審査の報告をしまして、皆様との中で、担当課と皆様との質疑という形になります。

それを経た後に、休憩を取りまして、今度はそれぞれの今回 3 者になりますが、1 者 60 分ずつでプレゼンテーションと質疑を行っていただくというのを 3 回行いまして、その後に、この審査票というのをそれぞれ 1 団体につき 1 枚書いてもらっていますので、それを事務局で回収しまして、点数をつけて皆様にお返しして、順位を決定すると共に、一番上の選定団体のところについて、審査の決定、こういうところがよかったとか、こういうところについて期待するとか、そのような形で皆様で意見を言っていただきまして、それを事務局の方でまとめますので、そのような形で決定をしていただくというのが大体 1 回の流れになります。

第 2 回については、どうしてもプレゼンテーションだけで 3 時間かかってしまって、その間と前後の話があるので、5 時半で終わればいいかなとは思っているのですが、5 時半を少し超えてしまうかもしれません。

第 3 回については、1 者ということになりますので、2 時くらいから始めて、3 時くらいになります。4 時ごろには終わるような形になるのではないかなというふうに思っているところです。

今後のスケジュールについては以上です。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございますか。ご質問がございましたら、挙手いただきますようお願いいたします。

では、〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

いきなり 21 日に、この審査を行うということなのですが、私は、選定された人の労働条件審査とかやっていたのですが、そんなにみんな大差なく終わってしまうのですが、サービスって目に見えないものじゃないですか。

それで実績を持っている人は、いいにつけ悪いにつけ、何となく自分で見に行って、どうかとか見られるのですが、初めての人とかそういう人の。確かに、基準は 5 点で、普通の、そこから見てどうかという、はかりは頂いたのですが、過去、どんなところで差がついたりとか、どんなところが見るポイントなのか。今ちらっとおっしゃったように、社会保険料が違うじゃないかという話というのは、そうなのだと、これを見ながら、そういうところまで細かく見てくるのが役割なのね、みたいなことを思ったのですけど。

では、財務的なことは、税理士さんが全部見てきていただいてと思ったのですが、具体的にはどうですか。

●事務局

〇〇委員、どうでしたか。その辺、やってみた感じで少し意見を頂ければと思うのですが。

●〇〇委員

おっしゃることは、とてもよく分かりまして、私も最初、本当に、いきなりもうこれで点数をつけなくちゃいけないのだっていうので、やっぱり経営のこととか、お金のことは全く分からなかったの、それは専門の先生たちのお話を聞きながら、それに沿って判断するみたいな形になったのと、あとは、プレゼンで何者かやられると、そこで全く違いとかが、説明してくる中で出てくるので、そこで自分なりの判断で差をつけていったという。そういうことではないでしょうか。

●○○委員

ということは、今のお話だと、プレゼンが終わって、この会社さんどうですかねとかっていうときに、まず専門家の話があって、そこで、それを参考にして判断するということなのですか。

●○○委員

そういう流れではないのですけれども、やっぱり先生のほうから、質疑の中でそういうお話があったり、前期の最後に、希望として意見を出させていただいたと思うのですけれども、やっぱりそういうのは専門の先生の意見を聞かないとわからない。この数字については、私もこれを事前に見ても、ちんぷんかんぷんなところがあります。特に後ろのほうの経営状態とか、そういうのがあるので。そのほうは正直、周りというか、先生がそう言っていらっしゃるから、そうなのかなぐらいの感じなので、専門の先生から見たのを事前にちょっと説明していただけると、こちらも判断しやすいのかなというふうに思ったというように前回のときに書かせていただきました。

●○○委員

あとは、過去、差はどの辺につくのですかね。

●事務局

事務局から、具体的にどこっていうのも、なかなか難しいのですが。

●○○委員

過去の事例で結構なのですから。

●事務局

今までのところだと、安全基準の部分などが比較的差がつきやすかったような気がします。安全基準で、片方はすごいしっかりやっているのだけでも、片方は全然やっていないというようなことも、比較をする団体があると、結構明らかになってくるという部分があるのかなと思います。

●○○委員

それは、まだ中を拝見していないのでわかりませんが、それは資料を見れば、一目瞭然で判断できるってことなのですか。

●事務局

結構、差は意外と明らかなのじゃないかなと思います。

●〇〇委員

そうなのですか。

●事務局

指定管理者の実際やっている団体については、そこをかなり細かく書けますよね。しかし、やっていない団体については、なかなか細かく書くのって難しいです。ただ、白井市でやっていないだけで、よその市でやっている場合もありますから、そういう場合については、かなり細かく書けると思うのです。安全基準であったり、危機管理の対応とか、防犯のマニュアルとか、その辺りの部分を見ると、結構全然違うのではないかなと、私は思いました。

また、経営、特にお金の部分については、基本的に、そこについての審査はご心配だということもあるとは思いますが、実際、経営が心配というのは、この指定管理者事業だけをやってるのであれば、基本的にはあまり心配ではないのですね。というのは、市としてもその辺の人件費などをしっかり見た形の金額を設定し、市として支出しているのです。

ただ、事業者が実施しているほかの事業の道連れで、経営が悪化し、駄目になってしまう。指定管理者の業務じゃなくて、ほかの事業の道連れで駄目になっちゃうということがあるので、その辺りについては、逆に大きいところのほうで難しいという部分があります。もちろん、すごく大きければ別ですけど、その辺りの部分は、ハードルを上げてしまうわけではないのですけれども、ある程度いろいろな企業を見ている先生とかですと、特に〇〇委員などは、見ていただければ、ある程度分かる内容なのかなというふうな気はするのですけれど。

その辺りについては、実際やりながらという形になってしまうのですが、思っている以上に差はあるなという感じは、自分は過去の審査を見て受けています。多分3者あるから、その3者の中で順位をつけていくから差が出てくるのかもしれないですし、1者のほうは、逆に難しいのかなという気はしています。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

ほかに質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では、以上で説明3のほうを終了させていただきます。

以上で本日の議題を終わります。

続きまして、その他として、事務局から何かございますか。

●事務局

ありがとうございます。すみません、今回は私の説明が中心ということでお話をさせていただいたので、説明だけになってしまって、皆様の中で消化不良な点があったのではないかなと思いますが、その辺りについては、詳細については、メールとか電話とかでも結構ですので、ご連絡いただければ、都度説明をしますし、過去こういうことがあったという部分についての事例などは、皆様へお示しをさせていただければと思います。

この指定管理者選定審査会について、皆様との連絡方法については、基本的にメ

ールで行わせていただいておりますが、皆様ともメールとさせていただいても良いでしょうか。また、メールのアドレスなのですけれど、ものによってなのですけれども、今ＢＣＣで送らせていただいているのですが、ＢＣＣだったり、個人個人にそれぞれ送らせていただいているのがあるのですが、ＣＣで送っても大丈夫ですか。メールアドレスとかって皆様、特に問題ございませんか。大丈夫。

担当として、同じ情報を共有できていないのは嫌だなというところがあって、特に問題あれば、その辺は対応しますので。今ここだと言いつらいと思いますので、メールでいただければ幸いです。

●〇〇委員

ＢＣＣだと駄目なのですか。

●事務局

ＢＣＣだと、誰に情報が送られているか送られていないかが分からないので、受け取った方が共有されているかどうか分からないことがあります。

●〇〇委員

開封確認とかしてもらえばいいじゃないのではないですか。

●事務局

そのようなことではなくて、ほかの人にその情報が行っているかどうか分からないのかなとは思っていたのです。私が委員に話をしている内容が、同じ内容が〇〇委員とかに伝わっているかどうかは、委員にも分からないし。ＢＣＣのところにいと、誰に送ったかが分からないのですよね。

●〇〇委員

送ったほうは分かるのですか。

●事務局

はい。送ったほうはこのことは分かります。

どうでしょう。ＢＣＣのほうがいいですか。その辺り、またメールでご意見いただければと思います。１点目です。

２点目が、会議はこれで終了しますが、その後、希望の方でこちらの現地視察いたします。

ご希望される委員の方はいらっしゃいますか。車も私たちのほうで用意しますが、車はこういうご時世なので、ご自分の車でいきたいという場合でも結構です。現地解散という形としますので、ご希望される方は、手を挙げていただいてよろしいでしょうか。はい。分かりました。５ですね。それぞれ車を用意しますので、会議が終わりましたら、休憩の後、市役所正面に車を用意しますので、よろしく願います。

●事務局

25 分出発ということで予定をさせていただきたいと思います。事務局から、その他としては以上です。今日、随分駆け足でしたので、またその辺りについては、詳細はメール等でやり取りをさせていただければと思いますので、よろしく願います。

たします。

●会長

ありがとうございました。

それでは、第1回指定管理者選定審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。